

「連携強化診療情報提供料」について

※当院からの診療情報が必要となった場合、一部「連携強化診療情報提供料」の料金が発生する場合がありますので対象に関してご確認ください。

【対象】

下記を全て満たす場合、連携強化診療情報提供料（150点）の料金が発生します。

- 当院への紹介歴がある患者
- 返書以外の診療情報を臨時で取り寄せをしたい ※通常の返書は該当しません。
例) 当該科の追加情報、 他科の診療情報
- 貴院が診療所または 200 床以下の病院

FAX でのお問い合わせの場合は、請求書の郵送先・保険情報の確認をさせていただきます。事前に患者さんへご説明※をお願いいたします。請求料金は患者さまの保険情報によって異なります。※説明用パンフレットをご活用下さい。